

可児市農業委員会第 11 回農業委員会総会議事録

開催日時	平成 27 年 11 月 4 日 (水) 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
開催場所	可児市役所 5 階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、 山田 照男、菱川 幸夫、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、 渡邊 千春、可児すみ子 勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣
欠席委員	杉本 隆久、仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 係 長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第 64 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 65 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第 66 号 土地現況確認申請書 (非農地) の承認について 第 67 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第 68 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第 69 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
議事	局長 事務局 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局から議案書の一箇所訂正がありますので、よろしくお願いします。 第 11 回可児市農業委員会総会議案の 9 頁を開いて下さい。 受付番号 3、今字後田外 3 筆の土地の利用権を設定する者の名前の訂正をお願いします。亡くなられて、相続されましたので、説明資料 31 頁の貸人氏名に訂正をお願いします。以上です。
議長	平成 27 年第 10 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は 9 番杉本隆久委員、19 番仙石廣男委員の 2 名で、只今の出席委員は 17 名と定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 11 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、16 番勝野英俊委員、17 番可児勉委員の両名を指名します。

議長 日程第 2、議案 63 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 63 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転 1 件、贈与による所有権の移転 1 件、合計 2 件の申請があります

受付番号 1 の案件は、譲渡人の広見の方外 1 名と譲受人の広見の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字産田外 1 筆、地目は田で、面積は合計 31 m²、宅地開発の間の細長い第 1 種住居地域内における農地です。

譲受人は、申請地隣接の北側で田を耕作しており、申請地を水田の排水路として利用するとなっています。譲受後の耕作面積は 2,400 m²となり農地法第 3 条第 2 項第 5 号における最低経営面積 30 a に達していませんが、農地法施行令第 6 条第 3 項第 3 号「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に当たり、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外のものであり、許可できるものと思われます。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の西帷子の方外 1 名と譲受人の西帷子の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、西帷子字平野、地目は畑で、面積 933 m²、土田字戸走、地目は田で、面積は 2,177 m²、それぞれ農振区域内の農用地域内における農地です。

譲受人は、薬品卸の会社役員であるが、薬事関連や漢方などの知識を生かし、医食同源となる農作物づくりに取り組み、親族や知人の耕作機械を借り、周辺農家や農協に聞きながら農業経営をはじめるとしています。譲受後の耕作面積は 3,814 m²となります。

受付番号 1 の案件は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に該当しますが、農地法施行令第 6 条第 3 項第 3 号により許可できるものと思われます。その他についても、許可要件を満たしていると考えられます。受付番号 2 の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 について、5 番可児が報告します。

今年の 2 月 4 日に許可した申請地北側の農地の排水溝がないため、かぎ型に排水溝を造りたいということで、土地を交換されるもので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 西帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号 2 について、16 番勝野が報告します。

現況は草を刈った保全管理されている畑です。有効利用されるということですので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、土田をお願いします。

堀井委員 受付番号 2 について、11 番堀井が報告します。

- 草刈してきちんと整備されており、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 【意見なしの声多数あり】
- 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 63 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数あり】
- 議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 日程第 3、議案第 64 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 53 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 1 件の申請があります。
- 受付番号 1 の案件は、申請人の今渡の方が個人住宅を建築するため転用許可を求めます。
- 土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 130 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側は申請人の宅地、南側は申請人の畑、北側は雑種地となっております。許可後 1 年までの計画としての申請です。
- 転用事由としまして、市道整備事業に伴い、現居住地が支障となるため、申請地西側に隣接する宅地を一体利用して個人住宅の建て替えを行う申請です。
- 農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されます。
- 一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は西側に整備される道路側溝へ放流、上下水道は西側に整備される道路を横断し既設の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。
- 周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております。特に支障になることはないと思われま。
- 以上です。
- 議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。受付番号 1 今渡をお願いします。
- 菱川委員 受付番号 1 について、8 番菱川が報告します。
- 市道整備の計画があり、屋敷がかかるということで、北側の隣接地に住宅を建て直すという申請がでており、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 【意見なしの声多数あり】
- 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 64 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数あり】
- 議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 6 件、贈与による所有権移転 2 件、一時転用 1 件、賃貸借権の設定 1 件、合計 10 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の平貝戸の方と譲受人の平貝戸の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田、地目は田、面積は 7.22 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は転用許可済みの分譲予定地、南側は道路、北側は譲受人の転用許可済みの進入路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地北側の住宅への進入路の一部として利用するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、名鉄明智駅まで 90m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。

受付番号 2 の案件は、貸人の瀬田の方外 2 名と借人の可児市との間における一時転用で、借人の可児市が行う公共事業における建設発生土の仮置場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字神田外 4 筆、地目は田と畑、面積は合計 5,888 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と道路、西側は水路と貸人の宅地、南側は水路、北側は道路となっており、許可後 3 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、市道二野大森線整備事業に伴い、発生する建設残土の仮置き場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所まで 160m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。

なお、申請地は(株)オークワによる事業予定地の一部であり、平成 27 年 3 月 4 日農振除外済です。(株)オークワにつきましては、開発協議が始まり、農転許可申請前の状況です。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の愛知県丹羽郡大口町の方と譲受人の平貝戸の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が家庭菜園地とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字東屋敷外 1 筆、地目は畑と田、面積は合計 175 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は譲受人の宅地、南側は水路と宅地、北側は畑となっており、工事なし現状変更なしの申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地西側に隣接して居住しており、家庭菜園地として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から 3 種と見込まれ 10 h a 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の矢戸の方と譲受人の矢戸の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅に近接する申請地を駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字北稲羽、地目は畑、面積は 120 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路、南側は畑、北側は道路となっており、許可後 8 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地東側に居住しており、来客者用の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所まで 260m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は 685 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は通路及び資材置き場、西側は道路沿いの水路、南側は水路、北側は通路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 3 区画の宅地造成を行い、分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から 3 種と見込まれ 10 h a 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側に U 字溝設置するなどして西側と南側の水路を利用し排水、上下水道は西側道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の名古屋市西区の方と譲受人の土田の方外 1 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が家庭菜園地とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字上町、地目は畑、面積は 413 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側、西側と南側は畑、北側は道路となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地は譲受人の自宅から 70mの位置にあり、家庭菜園地として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅の庭とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡、地目は畑、面積は 80 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側、西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅の庭の一部として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の川辺町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡の一部、地目は畑、面積は 38 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は譲渡人の宅地、南側は譲渡人の畑、北側は譲受人親子の宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側に隣接する宅地を一体利用して、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は既設排水に接続し北側の道路側溝へ放流、上下水道は西側の親宅の既設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の徳野南の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は 163 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は道路、北側は畑となっており、許可後 3 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は既設排水管に接続し南側の都市下水路へ放流、上水道は道路埋設管に接続、下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支

障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、貸渡人の下恵土の方と借受人の北名古屋市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が住宅展示場用の駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林、地目は畑、面積は 200 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の賃貸借の駐車場、西側は貸渡人の宅地、南側は道路、北側は貸渡人の宅地と賃貸借の駐車場となっており、許可後から平成 28 年 1 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地北側にある借受人の住宅展示場用の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は U 字溝を設置し南側の道路側溝に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長
渡邊委員

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 平貝戸をお願いします。

受付番号 1 について、14 番渡邊が報告します。

東側は宅地、西側は造成地、南側は道路、北側は譲受人の宅地ということです。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしで、平成 10 年頃より利用していたということで始末書がでており、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 2 について、東側は宅地、西側は田、南側は水路、北側は道路ということで、市道整備事業に伴い、発生する建設残土の仮置き場とするということです。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

受付番号 3 について、東側は水路、西側は譲受人の宅地、南側は水路、北側は畑ということで、譲受人は申請地西側に隣接して居住しており、家庭菜園地として利用するということです。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議 長
生田委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 4 矢戸をお願いします。

受付番号 4 について、2 番生田が報告します。

地目は畑ですが、作物は作られていないように見受けられます。草はきちんと刈られている所で、露天の駐車場ということで、隣地の同意書は添付されており、問題ないと思います。

議 長
堀井委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 5 土田をお願いします。

受付番号 5 について、11 番堀井が報告します。

分譲住宅を建築販売するというので、土田土地改良組合の同意書も添付されており、雨水、下水は道路側溝、公共下水が完備されており、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 6 土田をお願いします。

井藤委員

受付番号 6 から 9 まで、10 番井藤が報告します。

受付番号 6 について、現在も家庭菜園地として借りてみえますが、きれいに整備されて畑地になっており、同一の方が譲り受けて管理していくということで、現状のまま利用されるということです。

受付番号 7 について、周囲は宅地になっており、北側に市道があります。個人住宅の庭の一部として利用するというので、問題ないと思います。

受付番号 8 について、子どもの住宅ということで、親がすぐ隣ですので同じ所に住むということで、宅地が隣接しており、上水道は前面道路から、下水道は合併浄化槽、雨水は道路側溝ということで、農業用水への影響はありません。

受付番号 9 について、建売住宅を建てるという目的で、隣地の同意書は提出されており、上水道は前面道路から、下水道は公共下水、雨水は市排水路ということで、農地へ悪影響を及ぼすことはありません。

議 長
可児(勉)委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 10 下恵土渡をお願いします。

受付番号 10 について、17 番可児が報告します。

周囲は駐車場や住宅地で、現状は家庭菜園のようになっていますが、駐車場に貸すということで、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長
事務局

日程第5、議案第66号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第66号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は1件の案件があります。

受付番号1の案件は、広見の方が所有する田です。

土地の概要は、広見字三反田、地目は田、面積は491㎡。大正年代頃から住宅地として利用しており、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から、発言をお願いします。受付番号 1 広見をお願いします。

可児(隆)委員

受付番号 1 について、5 番可児が報告します。

昔から、養魚場として周囲の池で鯉を飼って販売してみえたところですが、大正時代から家が建っていたという状況です。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですので、お諮りいたします。日程第 5、議案第 66 号、土地現況

確認申請書（非農地）の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 67 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 67 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借 15 件、32,593 m²の集積となります。

受付番号 1 と 2 は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の石井の方外 1 名と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、石井字八ヶ尻外 2 筆、地目はすべて田、面積は合計 3,392 m²、新規設定で、平成 33 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 3 は、貸人の多治見市の方と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今字後田外 3 筆、地目はすべて田、面積は合計 3,390 m²、再設定で平成 33 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 4 から 9 は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の土田の方外 5 名と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字大道外 6 筆、地目はすべて田、面積は合計 5,992 m²、新規設定で平成 32 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 10 から 15 は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の二野の方外 6 名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、二野字古井外 12 筆、地目はすべて田、面積は合計 19,819 m²、新規設定で平成 37 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 6、議案第 67 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

議 長 日程第 7、議案第 68 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

なお、この案件は、1番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議事局長

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第68号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第67号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、二野字古井外12筆、地目はすべて田、面積は合計19,819㎡、新規設定で平成37年までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、議案第68号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見はなしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議事局長

日程第9、議案第69号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第69号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は10月1日から10月31日までに受理した8件の案件について報告させていただきます。

緑の方外7名からの届出の案件は、田15筆、面積は8,294㎡、畑26筆、面積は6,786.71㎡の合計41筆、面積は15,080.71㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 27 年第 11 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。